

若葉地区まちづくり協力基準 令和7年3月追加内容

①コミュニティの活性化等に資する空間について

共同住宅の敷地内に地域のコミュニティの活性化や生活利便性の向上に資する空間を整備した場合、その空間の使用や維持管理の方法について、まちづくり推進協議会役員会と協議を行う。

【整備する空間の例】

(a) 近隣住民を対象とした集会所



(b) 日用品の販売を主たる目的とする店舗



(c) 一般利用が可能な広場状空地

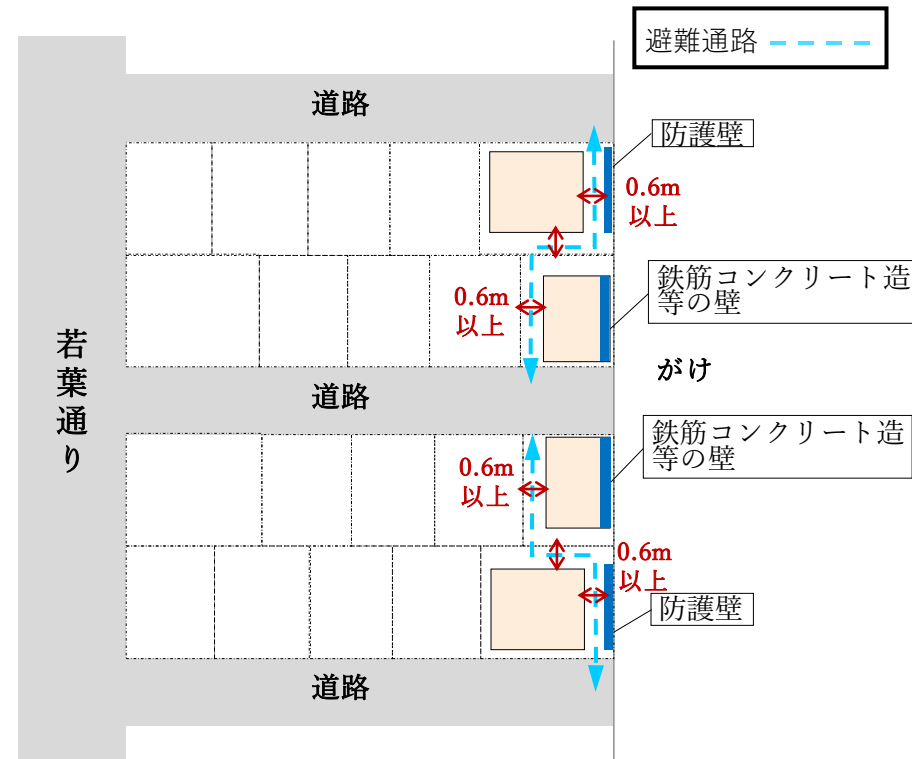


若葉地区まちづくり協力基準 令和7年3月追加内容

②崖地沿いの壁面の位置の制限について

- 崖地沿いの敷地では、避難ネットワークに配慮した位置に避難通路を設ける。

避難通路は、非常時に利用できるように適切に整備し、維持管理を行う。



- 崖地沿いに地区計画による壁面の位置の制限が定められていない場合、崖地につながる行き止まり道路沿道の建築物の建替え時には、避難ネットワークに配慮し、避難通路の設置等に努める。

